

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、税関における水際取締りの強化を図るとともに、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税関における水際取締りの強化

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において輸入等が禁止されている指定薬物について、水際取締りを強化するため、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加する。

二、暫定税率の適用期限の延長等

平成二十七年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率(四百三十一品目)並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長するとともに、アルコール製造用糖みつ(二品目)の暫定税率を廃止する。

三、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象の拡充

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、

児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加する。

四、納税環境の整備

関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせ、現行の「二週間」から「一月」に延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十七年四月一日から施行する。